

発行 株式会社ラベルバンク
 大阪市淀川区西中島5-12-8
 新大阪ローズビル6F
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第210号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
 We make food labeling accessible for everyone.



各国の期限表示制度と実務上の注意点について

2026年7月1日より、米国カリフォルニア州において新たな期限表示制度が始まります。これまで「Sell by」などの多様な表示も認められてきたところ、食品廃棄問題を背景に、「BEST if Used By」、「Use By」等の標準化された表示が義務付けられます。この機会に、各国および地域における期限表示制度の違いなどを整理してみたいと思います。

期限表示とは「賞味期限」や「消費期限」などの用語とともに、年月日などの日付により表示されるものを指します。食品の輸出入時における確認事項としては、主に以下の点に注意する必要があるといえます。

- 国や地域により、表示事項（「賞味期限」「消費期限」などの定義）が異なる
- 国や地域により、表示方法（「年月日」の表示順、表示位置など）が異なる

例えば日本では、「賞味期限は年月日の順で表示する（3ヶ月を超える場合は年月の順で表示できる）」「品質が急速に劣化しやすい食品は消費期限を年月日で表示する」とされています。（例：「賞味期限：2026.6.30」）

米国では乳児用調製粉乳を除き、食品の期限表示に関する連邦規制はありません*。ただしカリフォルニア州では義務化が開始され、品質期限（Quality Dates）の場合は「BEST if Used by」または「BEST if Used or Frozen by」、安全期限（Safety Dates）の場合は「USE by」または「USE by or Freeze by」により表示します。詳細は同州のWEBサイトを参照してください。表示順の明示はありませんが、一般的に「月日年」で表示します。（例：「BEST If Used By：MM/DD/YYYY」）
 （*現在「Food Date Labeling Act（食品期限表示法）」の審議中）

EUでは賞味期限（minimum durability date）の場合は「Best before …」「Best before end …」を、消費期限（‘use by’ date）の場合は「Use by …」を各加盟国の言語により表示します。表示順は、「日月年」です。（例：「À consommer de préférence avant le：DD/MM/YYYY」）

表示順が「年月日」である国や地域としては、日本のほかに台湾、韓国、中国とカナダをあげることができます。例えば台湾では「有効日期（消費期限）」（賞味期限ではない）の表示事項と表示の位置を「年月日」とあわせて表示します（例：「有効日期：見包装（西元YYYY/MM/DD）」）。

そして韓国では表示事項（「消費期限」、「消費期限又は品質保持期限」など）が食品別に定められていること（例：チョコレート菓子の場合は「消費期限」）、中国では「製造日および賞味期限」（「製造日」も必要）とされていることに注意が必要です。

ここまで、主に表示事項と表示方法の違いをいくつかまとめてみましたが、日付については表示案作成段階において空欄とされることが多く、とりわけ「表示順」（月日年と年月日）の違いに注意が必要といえます。見落としを防ぐためにも、表示案やデザインの段階で「DD/MM/YYYY」など予め入れておくと気づきやすくなると思います。

期限表示については食品廃棄問題の背景を受け、近年で各国や地域でいくつか改正の提案がされており、例えば“use by”や“best before”の表示方法について消費者が誤解をすることのないよう、用語、形式、視覚的表現の点での改善が検討されています。日本においても、2025年3月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」が見直しされたばかりですので、今後もこうした動向にも注目しておかれるとよいと思います。

（川合）

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



Label bank



食品表示調査サービス

原材料及び添加物の適合性検証
 容器包装への表示案の適合性検証

ミニコラム

令和8年度 第1回栄養機能食品に関する検討会について

2026年6月22日に令和8年度「第1回栄養機能食品に関する検討会」が開催されました。

消費者庁は、令和7年度に3回、**栄養機能食品に関する検討会**を開催し、栄養機能食品における「栄養成分の下限値および上限値」並びに「機能の文言」の検討を行い、その改正案を取りまとめています。令和8年度は、昨年度末検討の「摂取をする上での注意事項」について検討されました。

1. 検討会の内容

消費者庁は、現行の栄養機能食品における「摂取をする上での注意事項」が、以下の3つに分類できることから、それぞれの分類について、設定された背景、根拠等を確認の上、日本人の食事摂取基準(2025年版)、通知、指針、健康食品の安全性確保に関する食品安全科学研究の結果等を参考に、注意事項を引き続き表示するか、追記あるいは削除が必要なものはないか、検討を行いました。

- ①全ての栄養成分に共通する注意事項(「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。」)
- ②乳幼児・小児に対する注意事項(亜鉛、銅、マグネシウム)
- ③特定の栄養成分に対する注意事項(亜鉛、カリウム、マグネシウム、ビタミンA、ビタミンK、葉酸)

検討の結果、消費者庁は、①、②、③ともに引き続き表示するが、③において、特定の栄養成分に対する注意事項であることを明確にする観点より、マグネシウムとビタミンAについて栄養成分名を追記する改正案(以下)を作成しました(検討内容の詳細については当日の資料をご参照ください)。

検討会では、消費者庁の「摂取をする上での注意事項」の改正案について、特に委員から反対意見はなく、そのまま了解されています。



栄養素	「摂取をする上での注意事項」の改正案
マグネシウム	(赤字部分を追加) 本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 マグネシウム を多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ビタミンA	(赤字部分を追加) 本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は、 ビタミンA の過剰摂取にならないよう注意してください。
上記以外の栄養素	変更なし。

なお、③における他の栄養成分の注意事項については、すでに栄養素名の記載があるか(亜鉛、葉酸)、あるいは「本品」が摂取を控える対象となっていますので(カリウム、ビタミンK)、対象外とされたものと考えます。

2. 今後の予定

令和8年度の栄養機能食品に関する検討会は第1回のみで終了になりました。消費者庁は、令和7年度～8年度の検討結果(栄養機能食品における「栄養成分の下限値および上限値」、「機能の文言」、「摂取をする上での注意事項」の改正案)から、食品表示基準の改正案を作成し、その**意見募集**を行っています。受付締切は2026年7月30日までです。

(谷本)

この記事はウェブで
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャン
してアクセスください。



執筆書籍 好評発売中！

基礎からわかる

輸出時の食品表示の実務ガイドブック



編著者名：ノウタス株式会社 高橋明久、エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社 長田侑子、株式会社ラベルバンク 川合裕之

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2026年3月6日

価格：4,070円(本体：3,700円)

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>



今月のお気に入り言葉

If you don't like where you are, change it.
You're not a tree.

Jim Rohn



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト:

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区中島5-12-8

新大阪ローズビル6F

お問い合わせ:

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540